

消防の広域化計画の概要と、広域化についての市の態度

1 消防の広域化計画の概要について

消防庁において、平成29年4月に「市町村の消防の連携・協力の基本指針」を策定、平成30年3月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改定され、「都道府県は、推進計画の再策定を行うよう努めること」が定められたほか、「直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進すること」が必要とされた。

それを受け、京都府において、府内消防本部の連携・協力、消防広域化を推進するため、令和3年7月に「京都府消防体制の整備推進計画」を改定し、計画・目標期間等が定められた。

2 広域化についての市の態度

今後、京都府において、上記計画（令和3年改定版）に基づき、消防の広域化に関する協議・検討がなされる予定であり、本市において、現状においては広域化に関する態度表明は特に行っていない。

なお、京都市以南9消防本部で構成する、京都府南部消防指令センター共同運用検討会（令和3年7月～）において、消防指令センター共同運用に関する各種内容については協議・検討中であり、令和5年度当初予算に設計等に要する「消防指令センター共同運用負担金」を計上しているが、共同運用と広域化については、直接結びつくものではない。